

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 公 告

- 公募型プロポーザル方式に係る手続の開始【八幡西区役所総務企画課】 2
- 北九州広域都市計画地区計画の変更案の縦覧【建築都市局計画部都市計画課】 4

◇ 消 防 局

- 消防法の規定による措置命令【消防局小倉南消防署予防課】 5

北九州市公告第 1 4 5 号

次のとおり応募者に資格条件を付与した公募型プロポーザル方式に係る手続を開始する。

平成 3 0 年 3 月 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 業務概要

- (1) 業務名 黒崎商店街 P R 動画コンテスト事業
- (2) 業務内容 黒崎商店街 P R 動画を一般から広く募集し、表彰すると合わせて、その動画を通じて黒崎商店街を P R するものである。業務内容は、以下のとおりとする。
 - ア 運営業務
 - イ 広報業務
 - ウ 表彰関連業務
 - エ 一般投票参加賞発送業務
 - オ 受賞作品の編集業務
- (3) 契約期間 契約締結日から平成 3 1 年 3 月 2 9 日まで
- (4) 委託料の上限 4 0 0 万円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 応募資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (2) 事業の企画提案、実施及び運営等の全般の総合的運営が可能であること。
- (3) 業務に必要な専門的能力のある従事者を有するとともに経営基盤が安定しており、本委託業務を確実に遂行できること。
- (4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

3 受託候補者を選定するための審査基準

- (1) 企画提案書等の内容
- (2) 提案審査会におけるプレゼンテーション及びヒアリングでの対応

4 手続等

- (1) 担当部局 八幡西区役所総務企画課
北九州市八幡西区黒崎三丁目 1 5 番 3 号

電話 093-642-1443

(2) 事前説明会

ア 日時 平成30年3月12日午後3時から

イ 場所 八幡西区役所5階506会議室

北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号

ウ 備考 事前説明会への出席を当該企画提案の参加必須条件とする。なお、事前説明会へ参加する場合は、前日までに担当部局へ電話連絡を行うこと。

(3) 企画提案書及び見積書の提出場所、提出期間並びに提出方法

ア 提出場所 第4号に同じ

イ 提出期間 平成30年3月13日から同月26日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 提出方法 持参

(4) 提案審査会

ア 日時 平成30年3月29日（時間については参加者に対し別途通知する。）

イ 場所 八幡西区役所5階506会議室

北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 契約書の作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 前項第1号に同じ

北九州市公告第 1 4 6 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更するので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に意見書を提出することができる。

平成 3 0 年 3 月 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の変更に係る土地の区域

名称	区域
曾根地区地区計画	北九州市小倉南区下曾根二丁目及び曾根北町地内

3 都市計画の変更案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

4 縦覧期間

平成 3 0 年 3 月 5 日から同月 1 9 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

5 意見書の提出要領

当該地区計画の変更案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、平成 3 0 年 3 月 1 9 日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

北九州市消防局公告第2号

消防法（昭和23年法律第186号）第8条第3項及び第4項並びに第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、同法第8条第5項及び第17条の4第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年2月26日

北九州市小倉南消防署長 小清水 豊

1 防火対象物の所在地

北九州市小倉南区守恒本町一丁目2番5号

2 防火対象物の名称

サンハイムヨシミ

3 命令を受けた者

所有者 入口芳己

4 命令事項

(1) 平成30年5月31日までに、防火管理者を選任し北九州市小倉南消防署長に届け出ること。

(2) 平成30年6月14日までに、防火管理者に消防計画を作成させ、北九州市小倉南消防署長に届け出ること。

(3) 平成30年5月31日までに、自動火災報知設備を設置すること。

5 命令年月日

平成30年2月26日